

本巢市体育施設利用団体登録について

体育施設（社会体育施設及び学校開放施設）を使用するには、団体登録が必要です。

1 団体登録の手続きの流れ

令和6年4月から施設利用を予定している団体は、令和6年1月31日までに「体育施設利用団体登録申請書」を市内各公民館、または本巢市民スポーツプラザに提出してください。提出していただく際に必要な書類等は、以下の通りです。

- ① 体育施設利用団体登録申請書
- ② 代表者の本人確認書類（免許証等）

要件を満たす団体には、2月16日に許可書と一緒に「本巢市体育施設利用団体登録証」をお渡しいたします。2月以降も団体登録申請受付は行いますが、審査にお時間をいただきますのでご了承ください。登録の要件等につきましては、「7登録の要件」をご確認ください。

2 団体登録の申請が免除される団体

- ①以下の団体は団体登録申請を免除し、登録証を発行いたします。利用申請時には、窓口において登録証の提示は必要となります。

スポーツ協会（市、支部として登録している団体）、文化協会、スポーツ少年団各単位団、部活動支援クラブ（部活動支援クラブに関しては、活動場所の制限を設けます）

- ②以下の団体は団体登録申請を免除し、登録証を発行いたしません。利用申請時には、窓口において登録証の提示は必要ありませんが、窓口で団体名をお申し出ください。

【市内関係団体等】… 教育機関（幼稚園・小学校・中学校）、自治会、子ども会、
青少年育成市民会議関係団体

【市外関係団体等】… 国、県及び地方公共団体

3 登録証の有効期限

登録証の有効期間は、発行年度の3月31日利用分までです。自動更新はされませんので毎年必ず登録申請を行ってください。

4 施設利用申請時の注意事項

体育施設利用申請時には登録証を持参のうえ、窓口での提示をお願いいたします。提示がない場合は、施設の利用申請の受付はできませんのでご注意ください。また、申請書には登録証に記載されている団体名をご記入ください。※施設予約システムにより、公民館窓口に行かなくても施設の空き状況が確認でき、予約をすることができます。利用の流れについては、別紙「施設予約システムについて」をご確認お願いします。

5 施設利用の制限

「第3日曜日」の施設利用につきましては、「家庭の日」の推進事業により、「子ども会活動」、「自治会活動」、「学校行事」および「青少年育成市民会議関連活動」以外の中学生以下の活動の許可はできません。ただし、特別な事情が生じた場合、各関係団体の責任者の申請により審査いたします。

フットサルの屋内利用につきましては、本巢体育センター、真正スポーツセンターのみとさせていただきます。（施設整備の状況により施設の利用を拡大した場合にお知らせします。）

6 当日の施設利用

本巢市在住の方（18歳以上高校生を除く）は、団体登録証をもたない方でも施設に空きがある場合は、当日に限り利用することができます。但し、申請者本人が本巢市在住であることを確認できる（氏名、住所が記載された）身分証明書が必要となります。なお、当日利用を希望される場合は、利用日の昼間（8:30～16:30）までに申請してください。※詳細については、各公民館にお問い合わせください。

7 登録の要件

登録の要件

- 1 団体の活動が、本巢市の社会教育、スポーツ振興に寄与するものであること。
- 2 10名以上（テニス、卓球、バドミントンの団体は5名以上）の団体であること。
※保護者クラブに関しては、人数に満たない場合も登録を許可する。
ただし、一つの部活動に対して、一つの保護者クラブとする。
- 3 18歳以上（高校生除く）の者がいること。
- 4 継続的な活動を行う団体であること。
- 5 代表者、活動員が定まっていること。
- 6 政治・宗教・営利を目的とした団体でないこと。

登録に必要な書類等

- 1 体育施設利用団体登録申請書
- 2 代表者の本人確認ができるもの（運転免許証等）

市内・市外団体の区分

- ・市内団体とは、活動員の内、市内在住者が5割以上の団体とします。
※但し、岐阜高専・県立・私立(市内)の学校は「市外団体」扱いとします。
※市内団体の代表者は、市内在住の方でお願いします。
- ・市外団体とは、活動員の内、市内在住者が5割未満の団体とします。

本巢市体育施設利用団体登録証

- ・登録要件を満たす団体には本巢市体育施設利用団体登録証を発行します。申請から発行までに、10日間程度を要します。
- ・登録証は、記載されている年度の施設利用分のみ有効です。年度をまたがったの使用はできません。
- ・有効期限は自動更新されません。継続的に活動する団体も、毎年、必ず登録申請してください。
※翌年度の登録申請は毎年12月16日から受け付けます。
- ・施設の利用申請をするときは、必ず登録証を窓口に提示してください。
- ・登録事項に変更があった場合は、直ちに変更手続きをしてください。
- ・登録証を紛失した場合は、直ちに教育委員会に届出をし、再発行の手続きをとってください。
なお、再発行登録証を受け取った後に再発行前の登録証が見つかった場合、再発行の登録証を返却してください。

その他

- ・登録要件のうち、一つでも欠けた場合は登録を取消します。
- ・施設の利用にあたり、著しく施設の運営に支障をきたした場合は登録を取消します。
- ・登録証の貸与ならびに譲渡はできません。
- ・原則として、登録団体の活動員のみ使用となります。但し、試合等の場合に限り、他団体との合同使用を認めます。
- ・事故・怪我などについては、各団体で対応願います。傷害保険への加入は各団体でご判断ください。
- ・市内に住所を有する65歳以上の者及び障がい者が構成員の過半数を占める市内の団体は、使用料の減免があります。
- ・市内在住の小・中学校の児童・生徒のみ（指導者は含まず）で構成される団体に関しては、使用料の減免があります。
※中学校保護者クラブに限っては、教育的配慮の観点から例外を認める場合があります。（社会教育課と要相談）
- ・岐阜高専・県立・私立(市内)の学校は、使用料の減免があります。
※使用料の減免の対象については、各公民館で申請の手続きをしてください。手続きがない場合は通常料金になります。